

生活困窮世帯の子どもに対する岩倉市学習支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第7条第2項第2号の規定による生活困窮者である子ども（以下「生活困窮世帯の子ども」という。）に対し学習の援助を行う事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(事業の対象者)

第4条 事業の対象者は、市に居住する生活保護受給者世帯を含む生活困窮者世帯の子どもとする。

(事業の内容)

第5条 事業は、次に掲げる取組を実施することとする。この場合において、事業の目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することができるものとする。

- (1) 高校受験のための進学支援、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し等、学習支援に関すること。
- (2) 日常生活習慣の形成、社会性の育成及び子どもが安心して通える場所の提供に関すること。
- (3) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援に関すること。

(留意事項)

第6条 事業の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関と連携して実施すること。特に、教育委員会及び学校との連携及び調整を行うこと。
- (2) 必要に応じ、子ども及びその保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。

(3) 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者等を自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(4) 関係機関と個人情報を共有する場合は、本人（保護者）から同意を得ておく等、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。